

アルバイト求人票

令和7年4月1日

東京都中央区日本橋浜町二丁目20番6号
花岡ビル10階 日本橋浜町法律事務所
弁護士奥村剛、弁護士松本遥

契約期間	令和7年4月～9月 ※備考欄をご参照下さい。
就業の場所	日本橋浜町法律事務所 (東京都中央区日本橋浜町二丁目20番6号花岡ビル10階)
従事すべき業務の内容	準備書面の誤脱チェック、裁判所及び法務局に対する書面の提出、依頼者に対する電話やメールによる連絡、郵便物の投函、受領、あて名書き、送付状等の作成、ファイリング、買い物等の事務作業
始業、終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無に関する事項	1 勤務日 応相談(水曜日を含む週1～2回を希望致します。) 2 始業・終業の時刻等 応相談 3 休憩時間 45分～1時間(勤務時間によります。) 4 所定時間外労働の有無 無 5 休日労働の有無 無 ※備考欄をご参照下さい。
休日	土日祝日及び平日のうち勤務日以外の日
休暇	1 年次有給休暇 法定どおり(時間単位年休 無) 2 代替休暇 無 3 その他の休暇 無
賃金	1 基本給 時給1400円 2 諸手当の額又は計算方法 通勤手当 実費を全額支給 3 賃金締切日、支払日 毎月末日締め、翌月10日払い 5 賃金の支払方法 銀行振込 6 昇給 有 勤続6か月経過後、契約を更新するときは、技能、勤務成績に応じて基本給の昇給について別途協議 ※備考欄をご参照下さい。 7 賞与・退職金 無
退職に関する事項	自己都合退職の手続 退職する10日前に届け出ること
社会保険	1 社会保険の加入状況 無 2 労働保険の適用 有(労災保険)
備考	1 弁護士2名、行政書士兼事務員1名(正社員)、事務員1名(在宅勤務)の小規模事務所です。業務内容等の詳しい情報は「日本橋浜町法律事務所」のウェブサイト(https://www.nh-law.jp/)をご参照下さい。 2 事務員1名が体調不良で業務をセーブする必要があるため、アルバイトの事務員を募集することとしました。 3 応募資格は法政大学法科大学院の修了生又は在学中であることのみです。受験勉強を最優先にさせていただきたいので、契約期間・勤務日・勤務時間は柔軟に対応します(午前又は午後のみ勤務、試験直前は勤務日を減らす等も可能です)。弁護士松本も、法政大学法科大学院を卒業後、当事務所で事務員として勤務をしながら司法試験に合格しました。 4 ご興味のある方は、採用担当：弁護士松本(電話：03-6661-0583、メール： matsumoto@nh-law.jp)までお気軽にご連絡下さい。その後、履歴書(写真貼付・パソコン作成可)をご提出いただき、採用面接を実施します。